

講師規約

合同会社 ESENT（以下、「甲」という）と乙（以下、「乙」という）は、甲が提供するオンライン台湾華語会話サービス「Haotalks /ハオトークス」（以下、「当サービス」という）について、以下の「講師規約」（以下、「当規約」という）を締結し、乙は当規約のすべての条項に同意した上で当サービスへの乙登録ができる。

第1条 当サービスは、乙が台湾華語レッスンを行う生徒のマッチング、場所及び日時のマッチングを合理的にすることを、甲が乙に提供するものである。

2 レッソンの提供およびその内容に関する取引自体は、個別のレッスン毎に乙と生徒が毎回直接個別に行うものであり、甲はレッスンの取引当事者ではないことを乙は了承する。

第2条 甲は乙に個別レッスンの業務委託を行うものであり、甲は乙を雇用するのではないため、甲乙間に雇用に関する契約は一切成立しない。

第3条 当規約は、当サービスを利用する全ての乙に適用される。また、当規約とは別に甲が定める利用規約及び諸規定並びに甲サイト上や電子メール等での掲示を含むものとし、それぞれ当規約の一部を構成する。なお、当規約における日時は、日本の標準時刻に従う。

第4条 乙が当サービスを利用するには、以下の各号の条件にすべて該当する必要がある。

- ① 20歳以上で、法的責任能力があること
- ② 乙の出身国及び所在国において法令上働くことができる地位にあること
- ③ 台湾華語について母国語とするかネイティブレベルにあること。

第5条 乙は、自ら甲サイト上の講師登録ページの入力フォームに、自己の氏名、性別、電子メールアドレス、パスワード、居住国その他甲が別途指定する情報を入力して甲に送信することにより講師登録の申込をする。なお、講師登録申込を第三者に行わせることや虚偽内容を入力することは禁ずる。

第6条 甲は、電子メールその他甲が別途定める方法により、乙の講師登録申込を承諾する旨を乙に通知する。

第7条 甲は、以下の各号のいずれかに該当する場合、その理由を開示することなく、乙の講師登録申込を承諾しないことができる。

- ① 乙の登録申込が乙以外の第三者により行われたことが判明した場合
- ② 乙の登録申込時に入力された内容に虚偽、誤記、入力漏れがあったことが

判明した場合

- ③ 乙が過去に当規約違反等により乙登録の抹消処分等を受けていたことが判明した場合
- ④ その他、乙の登録申込を承諾することが不適切であると甲が判断した場合

第 8 条 乙は、乙が登録申込時に入力した氏名、電子メールアドレス、居住国その他甲が別途指定する情報に変更が生じた場合は、直ちに甲が別途定める方法によって甲に届け出るものとする。

第 9 条 乙は、甲が別に定める手続によって、自ら講師登録を抹消することができる。ただし、既に確定したレッスン予定がある場合には、それらのレッスンを履行した後に初めて抹消が可能となる。

第 10 条 甲は、乙が以下の各号のいずれかに該当する場合、事前に通知することなく、当該乙に対する当サービスの提供を停止し、又は乙登録の抹消を行うことができ、この場合にはレッスン料金は支給しない。

- ① 甲を介さず生徒と金銭などのやり取りを行った場合
- ② 過去に当規約違反等により乙登録の抹消処分等を受けていたことが判明した場合
- ③ 当規約に定める禁止・違反行為を行った場合
- ④ 甲または生徒または利害関係者に対する誹謗中傷や暴言など、甲が不適切な言動であると判断した場合
- ⑤ 甲の提供するサービスを不当に評価する発言行為をした場合
- ⑥ その他、当サービスを提供し、又は乙登録を維持することが不適切であると甲が判断した場合

第 11 条 乙は、面接等において、甲所定の基準を満たすことにより、甲のサービスを利用して生徒にレッスンを提供できるものとする。

第 12 条 乙は、当サービスを利用し、又はレッスンを提供するために必要な一切の通信手段（ハードウェア、ソフトウェア、通信回線その他）を、自己の責任と費用をもって準備する。

第 13 条 乙は、当サービスの利用又はレッスンの提供には、電話代等の通信費用、インターネットへの接続費用、電気代その他の費用がかかり、これらは乙が負担することを了承する。

第 14 条 乙は、レッスンを提供する際、第三者の提供する甲指定のオンライン通話ソフトウェア（以下、「通話ソフトウェア」という。）を使用する。

第 15 条 乙は、通話ソフトウェアを使用する際には、通話ソフトウェアを提供する第三者の定める利用規約、使用条件その他の定めに従う。

第 16 条 乙は、乙登録を行う前に、あらかじめ通話ソフトウェアをダウンロードし、乙の環境下で通話ソフトウェアが使用可能かどうかを確認しなければならない。

第 17 条 通話内容は、教育研修・サービス品質向上のために録音・録画またはモニターされる場合があることにあらかじめ同意するものとする。

第 18 条 甲は、乙の環境下で通話ソフトウェアが使用できなかったこと、通話ソフトウェアの使用に必要なハードウェアの故障及び設定不備その他乙側の事由により乙がレッスンを提供できなかったとしても、一切の責任を負わないものとします。

第 19 条 乙は、当サービス利用に関わるパスワードおよび通信ソフトウェアに使用するパスワードの管理及び使用については、自らが一切の責任を負う。

第 20 条 乙は、パスワードを厳重に管理し、第三者に譲渡、貸与若しくは開示し、又は使用させてはならない。

第 21 条 パスワードの使用上の過誤又は第三者の不正使用等による不利益、損害、改ざん等については、当該パスワードを保有する乙が一切の責任を負うものとし、甲は一切の責任を負わない。

第 22 条 乙は、パスワードが第三者により無断で使用される等の不正使用がなされていることを発見した場合、甲へ直ちに連絡するものとし、甲から指示がある場合はこれに従う。

第 23 条 乙は、パスワードの漏洩等により甲又は甲サービスに重大な影響を与えた場合、甲は別途定める違約金を支払う。

第 24 条 甲は、乙、生徒その他の第三者が作成した電子メール又はアップロードされた情報等の内容については、一切の責任を負わないものとします。

第 25 条 乙の電子メール送信、情報等のアップロード、電子メールのサービスプロバイダとの対応及び当該対応の結果としてのいかなる種類の損害又は損失等から甲を免責することに同意するものとする。

第 26 条 乙は、甲又は生徒から提供される情報の真実性、正確性、確実性、信頼性、有用性その他当サービスの品質、正確性、確実性、信頼性、有用性については自ら判断するものとし、これらを自己の責任において利用することあらかじめ同意する。

第 27 条 甲は、乙及び生徒が掲示する諸情報の真実性、確実性、信頼性、有

益性等については、一切保証しない。

第 28 条 甲は、乙が当サービスに関連して法令に違反する行為を行ったとしても、一切の責任を負わない。

第 29 条 甲は、乙と生徒との間で相互に提供されるいかなる情報、ファイル及び金銭や物品等についても一切の責任を負わないものとし、乙は、これらの情報、ファイル又は金銭や物品等の提供によって生じたいかなる種類の損害又は損失等からも甲を免責することに同意する。

第 30 条 乙は、甲が別途認める場合を除き、生徒に対し、マッチングサービスにより締結されたレッスン契約の履行以外の目的で情報、ファイル及び物品等を提供してはならない。

第 31 条 乙は、万が一、他の講師、生徒その他の第三者から何らかの被害や迷惑を被る等、乙と他の講師、生徒その他の第三者との間でトラブルが生じた場合には、自己の責任と費用をもってその解決を図る。

第 32 条 当該トラブルに関連して甲が損害を被った場合には、その全ての損害を直ちに賠償する責任を負う。また、甲が当該トラブルを処理解決した場合には、その処理解決に要した全ての費用は、乙の負担とする。

第 33 条 乙は甲に対し、甲が乙に代わって生徒からレッスン料金を収納し、又は生徒から収納したレッスン料金を返還するために必要な一切の権限を付与するものとする。

第 34 条 乙は、レッスンの内容及び時間等に鑑み、甲が別途設定するレッスンポイント数として、甲が別途指定する方法により甲のサイト上に掲示する。

第 35 条 レッスンポイントの有効期間は、レッスン日から 180 日間とし、乙登録の退会・抹消または有効期間を経過した時点で当該レッスンポイントは消滅する。なお有効期限は個別のレッスン毎に起算され、いかなる理由によっても延長されない。

第 36 条 レッスン料金は、1 ポイント×1 レッスンフィーとして計算する。なお、1 レッスンフィーは、講師の力量などを鑑みて、甲は講師毎に個別に設定することができる。

第 37 条 レッスン料金の算出および支払等は、原則として日本円で行うものとするが、甲は日本円に変えて特定の外国通貨を指定して、当額外国通貨によってのみ行うことができるものとする。なお、レッスン料金に計算上小数点が発生する場合は、日本円未満切捨てによって整数の金額に丸めて計算する。ま

た、甲が指定する外国通貨による場合は、当該外国通貨の整数未満を切り捨てて整数で計算する。

第 38 条 甲は、毎月末日を締め日として所定の方法で請求されたレッスン料金につき、翌月の 20 日（銀行の営業日でない場合には翌営業日）までに、当月分のレッスン料金を乙が別途指定し甲が事前に承認した銀行口座に振込送金の方法により送金する。

第 39 条 甲の乙への振込に必要な送金手数料、振り込まれた乙の銀行口座から現金を引き出す際の手数料その他の手数料については乙が負担する。

第 40 条 甲は、以下の各号のいずれかに該当する場合、レッスン料金の送金を留保することができる。

- ① 振込金額が甲の乙への振込に必要な送金手数料を下回る場合
- ② 乙の当サービスでの活動が停止されている場合
- ③ 乙に連絡が取れない場合
- ④ 生徒から甲のレッスンに係る返還請求がなされた場合
- ⑤ レッスン時間を短縮するなどの契約不履行の事実が判明した場合、またはその可能性があるとして甲が判断した場合
- ⑥ レッスン内容（レッスン評価を含む）に虚偽、誤記、入力漏れがあったことが判明した場合
- ⑦ 乙が当規約に定める事項に違反し、それが是正されない場合
- ⑧ 乙が当規約に違反し、又は違反している可能性があるとして甲が判断した場合
- ⑨ 乙が甲に届け出た情報に誤り又は不足等があるために甲がレッスン料金の支払を行うことができない場合
- ⑩ 乙の登録内容に不備があると甲が判断した場合
- ⑪ その他、乙の規約違反等により甲がレッスン料金の支払を留保する必要があると判断した場合

第 41 条 甲が別途定める利用規約の定めに基づき、甲が生徒からのレッスン料金の返還請求に応じた場合、当該レッスンを当該生徒に行った乙が現在保有するレッスンポイントから、甲が生徒に返還するレッスン料金相当のレッスンポイントを控除する。

2 乙が現在保有するレッスンポイントが、控除するレッスンポイントに満たない場合には、その不足するレッスンポイントに相当する乙のレッスンフィーを、甲に直ちに返還しなければならない。

第 42 条 乙は、甲が別途定める「キャンセルポリシー（生徒向け）」に基づき生徒がレッスン契約の申込又は成立後のレッスン契約をキャンセルすることができることにあらかじめ同意する。

第 43 条 乙が生徒から受けたレッスン契約の申込の拒否の可否、成立後のレ

ッスン契約のキャンセル又は時間変更の可否、成立後のレッスン契約をキャンセルした場合の取扱等については、甲が別途定める「キャンセルポリシー（乙向け）」に従うものとします。

第 44 条 甲は、甲のサービスに関係する範囲において、甲が必要と判断する情報の提供を乙に請求することができ、乙は当該請求に直ちに応じなければならない。

第 45 条 乙による都合によってキャンセルが発生した場合には、予定されていたレッスン時間に相当するレッスンポイントは消滅する。

第 46 条 甲は、当サービスの利用及びレッスンの提供に関連して、乙に対して以下の行為を禁止する。

- ① 法律に反する助言等、または資格、許可、認可、登録、ライセンス等（以下「資格等」という）が必要な行為等に対して、それぞれ資格等を得ていないにも関わらずになされる行為
- ② 犯罪や犯罪に結びつくおそれのある行為
- ③ 公序良俗に反する内容のレッスンその他の行為
- ④ 猥褻又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信又は掲示する行為
- ⑤ 物品の売買等レッスンの提供以外の目的で当サービスを利用する行為
- ⑥ 他の講師、生徒その他第三者若しくは甲の財産、プライバシー、肖像権若しくはパブリシティ権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- ⑦ 当サービスの情報を改ざん又は消去する行為
- ⑧ 他の講師、生徒その他の第三者若しくは甲の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- ⑨ 他の講師、生徒その他の第三者若しくは甲を差別若しくは誹謗中傷し、名誉若しくは信用を傷つける行為
- ⑩ 他の講師、生徒その他の第三者若しくは甲に対して、甲の許可なく広告、宣伝、勧誘、営業活動する行為
- ⑪ 選挙運動若しくはこれに類似する行為又は公職選挙法に違反する行為
- ⑫ コンピュータウイルス等有害なプログラムを使用、提供する行為又は推奨する行為
- ⑬ 他の講師、生徒、甲その他第三者になりすまして、当サービスを利用する行為
- ⑭ 当サービスに接続されている他のコンピュータシステム又はネットワークへの不正アクセスを試みる行為
- ⑮ 他の講師、生徒その他の第三者に対して当サービスと競合する可能性のあるサービスを紹介、斡旋等する行為
- ⑯ 甲を介さずに生徒や他の講師と直接連絡をする行為
- ⑰ 甲を介さずに生徒や他の講師と直接会ったりする行為
- ⑱ 甲を介さずに生徒や他の講師と金銭や物品を渡す、交換する行為
- ⑲ 当サービスを蔑む行為

⑳ 甲が不適切であると判断した行為

第 47 条 乙は、乙登録中はもちろん乙登録抹消後であっても、当サービスに関連して知り得た生徒に関する情報を当サービスの利用及びマッチングサービスにより締結されたレッスン契約の履行以外の目的に使用してはならず、当該情報に含まれる生徒に対してマッチングサービスを利用することなく直接のレッスンの勧誘、提供を一切行ってはならない。

第 48 条 乙は、甲に対し、以下の各号に定める事項を表明及び保証するとともに、乙が以下の各号に定める事項に違反したとしても、甲には一切の責任がないことにあらかじめ同意するものとします。

- ① 乙が当サービスに登録または甲に届け出ている情報が、正確かつ最新の情報であること
- ② 乙が生徒に提供する情報及びレッスンの真実性、確性、信頼性、有用性等
- ③ レッスン契約において生徒と合意したレッスン内容を真摯に履行すること
- ④ 甲から受け取ったレッスン料金について、乙の出身国及び居住国の法令等に従い自ら全ての責任を負って税金や税金支払の手續等に対応すること

第 49 条 乙は、乙登録申込の際その他甲が別途指定する機会に、当サービスの利用及びレッスンの提供に必要な情報として甲が別途指定する乙の個人情報その他乙に関する情報（以下、「個人情報等」といいます。）を甲に提供するものとします。

第 50 条 甲は、個人情報等のうち甲が別途入力フォーム等において生徒に知らせる目的で本サイト上に掲示することを明示した上で当該掲示を行うことにつき乙からあらかじめ同意を得た情報を、本サイト上に掲示するものとします。

第 51 条 当規約に特に定める他、乙は、乙登録中はもちろん乙登録抹消後であっても、当サービスの利用又はレッスンの提供に関連して得られた他の講師、生徒その他の第三者及び甲に関する一切の情報（以下、「秘密情報」といいます。）について、その秘密を厳重に保持するものとし、方法の如何を問わず、これを第三者に開示あるいは漏洩し、また、当サービスの利用及びマッチングサービスにより締結されたレッスン契約の履行以外の目的のために使用してはならないものとする。

第 52 条 乙は、甲が要求した場合又は乙登録が抹消された場合、甲の指示に従い、直ちに甲から受領した情報、ファイル、物品等の一切を返却又は廃棄しなければならないものとします。

第 53 条 乙は、他の講師に対し、当サービスを利用してレッスンの内容に関する情報を提供してはならないものとします。但し、本サイト上に掲示される情報についてはこの限りではないものとします。

第 54 条 乙は、当サービスに関する甲からのサポート内容及び回答内容並びにレッスンを通じて生徒から受領したメッセージ内容及びやり取りの内容等を第三者に公開・公表してはならないものとします。

第 55 条 当規約に特に定める他、乙は、レッスン料金に関する情報及び当サービスと競合し、又は競合する可能性のあるサービスに関する情報を他の講師、生徒その他の第三者に提供してはならないものとします。

第 56 条 乙は、乙が甲サイトのプロフィールページその他のウェブページにアップロードした情報等、乙が甲や生徒に対して行ったメールや SNS によるメッセージ等のやりとりの情報等は、甲に対しその使用、公開、表示、再生、修正、翻訳、配布、削除等するサブライセンス権付き非独占的ライセンス権を、無償かつ永続的に許諾するものとする。

第 57 条 甲は、当サービスにおいて提供する情報の真実性、正確性、確実性、有用性等その他当サービスの品質、信頼性、有用性等について、いかなる保証も行わないものとし、乙がこれらに関連して被った損害又は損失等について、一切の責任を負わない。

第 58 条 甲は、当サービスの停止、乙登録の抹消、当サービスの中断、変更、追加、廃止等により乙が被った損害又は損失等について、一切の責任を負わない。

第 59 条 甲は、乙が他の講師や生徒を含む第三者の作為又は不作為により被った損害又は損失等について、一切の責任を負わない。

第 60 条 当規約に特に定める他、甲は、当サービスの利用に関連して乙が被った損害又は損失等について、一切の責任を負わない。

第 61 条 甲は、乙が当サービスの利用に関連して他の講師、生徒その他の第三者に与えた損害又は損失及び当サービスの利用に伴う第三者との間で生じた紛争等について、一切の責任を負わない。

第 62 条 当規約や禁止事項などが遵守されていないと甲が判断した場合は、いかなる状況においても損害又は損失等について、一切の責任を負わない。

第 63 条 甲は、次のいずれかに該当する場合には、乙に事前に通知することなく、当サービスの提供を一時的に中断することができるものとします。

- ① 当サービス用設備の保守又は工事のため、やむを得ない場合
- ② 当サービス用設備に障害が発生し、やむを得ない場合
- ③ 電気通信事業者の提供する電気通信役務に起因して電気通信サービスの利

用が不能になった場合

- ④ その他、運用上又は技術上甲が当サービスの一時的中断が必要と判断した場合

第 64 条 甲は、乙に事前に通知することなく、当サービスの内容・サービス価格等を変更又は追加することができるものとします。

第 65 条 甲は、事前に通知することにより、当サービスを廃止することができるものとします。

第 66 条 甲が当サービスにおいて提供する情報等に関する著作権、商標権等の知的財産権、肖像権、パブリシティ権その他一切の権利は、別段の定めがない限り、全て甲に帰属するものとします。

第 67 条 甲は、乙の事前の承諾を得ることなく、当規約、甲が定める利用規約等を改定することができるものとします。その場合には本頁での利用規約改訂を以って改訂の告知とさせていただきます。改訂後当サービスを利用することをもって当該改訂に同意したものとみなします。

第 68 条 当規約に特に定める他、乙は、当規約に違反したことにより、又は故意若しくは過失により、甲に損害を与えた場合、甲に対し、その全ての損害（弁護士費用含む）を直ちに賠償する責任を負うものとします。

第 69 条 乙は、当規約に基づく権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡若しくは承継し、又は担保に供してはならない。

第 70 条 乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明して保証し、甲は乙が次の各号のいずれか一つでも該当したことが判明した場合には、乙への個別契約を全て直ちに解除する。なお、かかる解除によって乙に損害が生じても甲は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を全て賠償するものとする。

- ① 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下、「反社会的勢力」という）であること
- ② 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ③ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ④ 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること

- ⑤ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑥ 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ⑦ 自らまたは第三者を利用して、甲または甲の関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたとき

第 71 条 当規約に関する準拠法は、日本法とする。

第 72 条 乙及び甲は、当サービスに関連して乙と甲との間又は生徒と乙との間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとする。

第 73 条 当規約は、日本語とそれ以外の言語で作成されるものとし、日本語で作成された当規約と日本語以外の言語で作成された当規約の内容が異なる場合には、日本語で作成された当規約の内容に従うものとする。

第 74 条 講師登録の抹消後も当規約の一部はなお有効に存続するものとする。

第 75 条 当規約は運営環境の変化・方針の変更などにより改訂される場合があり、その場合には当規約の改訂及び甲のサービスのホームページ等への掲示を以って改訂の告知とする。

講師規約

合同公司 ESENT(以下簡稱甲)及乙(以下簡稱乙)，關於甲提供線上台灣華語會話服務 Haotalks(以下簡稱本服務)，乙必須同意以下的講師規約(以下簡稱本規約)的所有條項，並締結本規約後才可以登錄本服務。

- 第一條 1.1 本服務是指在與學生相互配合適當的時間及場所，乙所進行的台灣華語教學課程。
1.2 乙已了解本項教學課程及相關內容的提供是由乙與學生之間於每次上課時直接產生，甲並非該交易提供的當事人。
- 第二條 甲是委託乙進行課程教學，為委託關係。由於並非甲僱用乙，因此甲乙之間沒有僱用契約。
- 第三條 乙在本服務上會全體適用本規約。另外，在本規約之外，甲利用電子郵件或在官方網站上所揭示的其他規範都包含在本規約之內。本規約所提及時間皆以日本標準時刻為準。
- 第四條 乙必須要符合以下全部條件，才可登錄本服務。
4.1 須達 20 歲以上，並有法律行為能力
4.2 乙所擁有國籍及其所在地，必須有工作的權利
4.3 針對台灣華語，必須為母語或是達到母語程度
- 第五條 乙在教師登錄時，必須在甲的網站上所提供的格式上填入本人姓名，性別，電子郵件地址，登入密碼，居住國家以及其他甲所指定必要的資訊，並且送出完成。再者於登錄時，禁止由他人代為登錄或輸入虛假內容。
- 第六條 甲經由電子郵件或其他指定方式向乙通知是否通過教師登錄。
- 第七條 如果有以下任何情況發生，甲可以在不向乙說明的情形下拒絕乙的教師登錄。
7.1 可以判定乙的登錄申請是由乙之外的第三人所為
7.2 可以判定乙在登錄申請時，所輸入的資訊是虛假，錯誤或是遺漏
7.3 可以判定乙曾經在過去因為違反本規約而發生了登錄被取消的狀況
7.4 其他由甲判斷乙不適任的情況
- 第八條 乙在登錄時所輸入的姓名，電子郵件地址，居住國及其他甲所指定的必要資訊等，在有所變更時必須立刻經由規定的方式向甲提出變更申

請。

第九條 乙經由規定的方式以及手續，可以由本人取消教師登錄。但是，若已有其他被預約的課程時，必須在執行完該課程後才得以取消。

第一〇條 如果乙有以下任何情況發生時，甲無須事先通知乙即可停止本服務的提供，或者取消乙的教師登錄，並且在有這樣的情況時，不須支付該委託費用。

10.1 沒有透過甲，逕自與學生進行金錢交易

10.2 可以判定乙曾經在過去因為違反本規約而發生了登錄被取消的狀況

10.3 違反本規約的規定及禁止事項

10.4 對於甲或學生或有利害關係者造成毀謗，中傷言論，而由甲判斷為不妥的情況

10.5 針對甲所提供的服務發表不當的評論時

10.6 其他，甲認定本服務不需再提供或乙不適合在繼續維持本教師登錄的情況

第一一條 乙在通過甲的面試並達到甲所定之標準後，利用甲的服務，可以向學生提供課程服務。

第一二條 乙利用本服務或是提供教學時所需要的通信手段(硬體，軟體及網路環境等)，皆由乙自費準備負責。

第一三條 乙利用本服務或是提供教學時所需要的通話費等的通訊費用，上網費用，電費等，乙也都認知由自身來負擔。

第一四條 乙透過使用甲指定的第三方通話軟體(以下稱通話軟體)來提供教學。

第一五條 乙在使用通話軟體時也必須遵守該通話軟體的利用規約及使用條件等。

第一六條 乙在登錄進行前，事先下載通話軟體，並且確認在乙的環境下該通話軟體是可以作動的。

第一七條 為了教育培訓及改善服務品質，事先同意通話內容可能會被錄音或錄影，或者被監看。

第一八條 甲對於乙在自身環境下，無法利用通話軟體或是為了使用該通話軟體所須的零件或硬體故障，或者設定不完備等乙方事由而無法提供教學課程的狀況下，不負任何責任。

第一九條 關於利用本服務所需的密碼以及使用通話軟體所須的密碼，其密碼的保管及使用，由乙本身負全部的責任。

- 第二〇條 乙必須謹慎保管密碼，禁止給予，借出或開示給第三人，或讓第三人使用。
- 第二一條 關於密碼使用上的過失，或者由於第三人的不正當使用造成不利益，損害，竄改等，負有密碼保管責任的乙須要負全責。甲一概不負任何責任。
- 第二二條 乙如果發現密碼被第三人任意使用時，必須立刻通知甲，如果甲有指示時亦須遵守。
- 第二三條 如果由於密碼外洩造成甲或甲的服務重大影響時，乙須向甲支付違約金。在其他條項另行規定。
- 第二四條 甲對於乙，學生或其他第三人所做成的電子郵件或上傳的資訊內容，一概不負任何責任。
- 第二五條 乙透過電子郵件或上傳文件或是與郵件服務提供者的往來所產生的結果，若該結果有造成任何的損害或損失等，乙同意甲不需負擔任何責任。
- 第二六條 不論是由甲或學生所提供的資訊，關於其真實性，正確性，確實性，信賴性，有用性及其他本服務的品質，真實性，正確性，確實性，信賴性，有用性等，乙事前同意都是透過自己的判斷，並且自行負責。
- 第二七條 乙或學生所提供的資訊，關於其真實性，確實性，信賴性及有益性等，甲不負任何責任。
- 第二八條 既使乙有與本服務相關法令的違反作為，甲一概不負任何責任。
- 第二九條 關於乙與學生之間所互相提供的任何資訊，電子文件及金錢或物品等，甲一概不負任何責任。若是乙因為提供了這些資訊，電子文件或金錢或物品等所產生了任何的損害或損失，乙同意甲不需負擔任何責任。
- 第三〇條 除非有其他認可的情況，乙對於學生不得提供透過配對服務所締結的課程合約之外的資訊，電子文件及物品等。
- 第三一條 乙萬一與其他的講師或學生或其他第三者之間發生任何的被害或被困擾等有爭端的狀況，乙應自行負擔費用及責任來解決爭端。
- 第三二條 與上述的爭端相關而造成甲有損害產生的情況，全部的損害都需由乙立即負起賠償責任。另外，若甲處理上述爭端時，其所需的費用亦全部由乙承擔。

- 第三三條 對於甲代替乙向學生收取上課費用及返還已向學生收取的上課費用等，乙授權甲其必要的一切權限。
- 第三四條 考量課程的內容及時間，乙會按照甲另外設置的課程點數，根據甲另外的指定方式，將其發佈到甲的網站上。
- 第三五條 上課點數的有效期限為開始上課後的 180 天，乙退會或被取消會籍或者超過有效期限的話，其上課點數會一併失效。並且，有效期限根據每個課程起算，不論任何理由都不得延長。
- 第三六條 課程費用是 1 點乘以 1 課程費來計算。並且，1 課程費是根據講師的實力來設定，甲得根據各個講師來做設定。
- 第三七條 課程費用的計算及給付通常以日幣計算，但甲有權指定以特定外幣，並以該外幣進行支付。並且，當有小數點金額發生時，小數點後金額會被捨去，皆以整數計算。甲有指定特定外幣時，當有小數點金額發生時，小數點後金額會被捨去，皆以整數計算。
- 第三八條 課程費用的計算是當月最後一天結算，並於下個月的 20 日之前，向乙所指定並且甲已經事先同意的銀行帳戶匯款給付。
- 第三九條 甲向乙匯款所產生的手續費以及乙領出該匯款金額所需要的手續費等，皆由乙自行負擔。
- 第四〇條 針對下列幾種狀況，甲得以保留課程費的匯款事宜
- 40.1 匯款金額低於匯款時必要的手續費
 - 40.2 乙在本服務中已被停止活動
 - 40.3 無法連絡上乙
 - 40.4 學生要求甲退費的情況
 - 40.5 甲認定有將課程時間縮短等的契約不履行事實或有這個可能的狀況時
 - 40.6 被判定對於課程內容(包括課程評價)有作假，錯誤或輸入有遺漏等狀況
 - 40.7 乙違反本規約事項，並且不做更正的情況
 - 40.8 甲認定乙有違反本規約或有違反本規約的可能性時
 - 40.9 乙給甲的資訊不充分或有錯誤，導致甲無法進行課程費用的匯款
 - 40.10 甲判定乙所登錄的資訊不充分時
 - 40.11 其他，甲判定乙有違反本規約的情況因此要保留給付時
- 第四一條 根據甲另行制定的學生利用規約，若必須退費給學生時，甲得先扣除進行該當課程的乙所持有相當於該課程費用的點數。

41.2 若是乙目前所持有的課程點數不足以支付上述扣除的點數時，乙必須立即將相當於不足點數的課程費返還給甲。

第四二條 乙根據甲所制定的”取消規定(針對學生)”，乙已事前同意學生可以在預約課程後又再做取消。

第四三條 乙是否同意學生的預約以及預約後的取消或時間變更等的對應，遵照甲所另外制定的”取消規定(針對講師)”。

第四四條 對於本服務所需要的資訊，甲判定必要的情況下得向乙請求，乙亦必須立即回覆該項請求。

第四五條 因為乙自身的原因發生取消狀況時，與該預約課程時間相當的點數會被取消。

第四六條 為了利用本服務以及提供課程，禁止乙有以下相關行為

46.1 違反法律的助言。或者執行任何需要資格，許可，認可，登錄，執照等(以下稱資格等)才可以執行的行為，既使沒有這些資格等仍執行的行為。

46.2 犯罪或跟犯罪有關，或有其可能性的行為

46.3 違反公序良俗的課程內容或其他

46.4 寄送或是展示猥褻或有虐待兒童的畫面或文書行為

46.5 利用本服務進行如物品販售等與課程提供目的以外的行為

46.6 侵害其他講師，學生或其他第三者，或甲的財產，隱私權，肖像權或公開權的行為，或者是有其可能性的行為。

46.7 竄改或刪除本服務資訊的行為

46.8 侵害其他講師，學生或其他第三者，或甲的著作權，商標等智慧財產權的行為，或者是有其可能性的行為。

46.9 傷害其他講師，學生或其他第三者的名譽或信用，或歧視，毀謗中傷甲等行為。

46.10 對於其他講師，學生或其他第三者或甲在沒有甲的許可之下，進行廣告，宣傳，勸誘，營業活動等。

46.11 進行選舉活動或其類似活動，或者違反公職選舉法的行為

46.12 使用，提供或建議電腦病毒等有害程式的使用行為

46.13 偽裝其他講師，學生或甲或其他第三者來使用本服務

46.14 企圖非法訪問連接本服務的其他電腦系統或網絡的行為。

46.15 介紹，仲介給其他講師，學生或其他第三者與本服務可能是競爭關係的其他服務

46.16 未透過甲竟自與學生或其他講師直接聯絡

46.17 未透過甲竟自與學生或其他講師會面行為

46.18 未透過甲竟自與學生或其他講師有金錢或物品的交付，交換行

為

46.19 侮蔑本服務的行為

46.20 甲所判定一切不適當的行為

- 第四七條 乙在登錄狀態中，當然即使在登錄消滅後仍不得在課程契約履行以外的目的上，使用關於在本服務上所得知一切關於學生的資訊。對於在該資訊裡的學生未經配對服務，不得直接提供課程或進行直接課程的勸誘。
- 第四八條 乙事先同意甲對以下各表明事項不需負責，同時即使乙違反了以下各項的內容，甲也不負任何責任。
- 48.1 乙在本服務所做的登錄以及向甲所提出的資訊是正確並且是最新的
- 48.2 乙對學生所提供的資訊及課程都是真實的，正確的，有信賴性及有用的
- 48.3 根據與學生合意的課程合約，真摯誠意地履行該內容
- 48.4 從甲所得之課程費用，要遵照乙的出生國家及居住地的法令，自行負責稅金的繳納及繳納所需的手續費等。
- 第四九條 乙在登錄本服務時，對於甲所指定要求的關於登錄本服務或提供課程時所需要的個人資訊，必須向甲提供。
- 第五〇條 關於乙的個人資訊，乙已事先同意其個人資訊中為了讓學生知道的目的而在本網頁上所揭露的訊息。
- 第五一條 除了在本規約中有其他規定，乙在登錄本服務的狀態下，也包括在取消登錄資格後，透過本服務所得到關於其他講師，學生或其他第三者或甲的一切資訊(以下稱“秘密資訊”)都必須嚴守秘密。不論是使用任何的方法，不得向第三者開示或洩露，並且不得在本服務及配對服務所產生課程履行之外的目的上使用。
- 第五二條 當甲要求或乙的登錄資格被取消時，乙必須遵從甲的指示立即返還或銷毀從甲所收取到的一切資訊，電子文件及物品等。
- 第五三條 乙不得向其他講師提供利用本服務所產生的課程內容資訊。但若是本網站上已經揭露的資訊不在此限。
- 第五四條 乙不得向第三者公開透過本服務從甲所得到的支援內容，及回答的內容。亦不得公開透過本服務從學生所得到的訊息及訊息往來的內容。
- 第五五條 除了在本規約中有其他規定，乙不得提供關於課程費用或與本服務有競爭關係的其他服務的資訊給其他講師，學生或第三者。

- 第五六條 乙同意對於乙在本網站上所填入的情報，以及與甲或學生之間透過電子郵件或 SNS 等的訊息往來內容，甲或學生有永久無償的使用，公開，表示，再生，修正，翻譯，分送，刪除等非獨佔權利。
- 第五七條 在本服務上所提供的資訊，關於其真實性，正確性，確實性及有用性等，其他本服務的品質的信賴性，有用性等，甲不負任何責任。乙若因此而有損害或損失發生，甲亦不負任何責任。
- 第五八條 甲對於乙因為本服務的停止，乙登錄資格的取消，本服務的中斷，變更，追加，廢止等所造成的損害或損失不負任何責任。
- 第五九條 甲對於乙因為其他講師或學生，包括第三者的作為或不作為所造成的損害或損失不負任何責任。
- 第六〇條 除了在本規約中有其他規定，甲對於乙因為本服務的利用而導致的損害或損失等，不負任何責任。
- 第六一條 甲對於乙因為本服務的利用而造成其他講師，學生或第三者之損害或損失，以及伴隨本服務的利用所引起與第三者之間的紛爭等，一概不負任何責任。
- 第六二條 甲判斷為不遵守本規約或禁止事項時，不論在任何狀況所發生的損害或損失等，甲一概不負任何責任。
- 第六三條 甲在有下列的狀況時，得不事先通知乙竟行暫時中斷本服務
- 63.1 為了保養本服務所使用之設備或有不得不進行工程維修時
 - 63.2 因為本服務所使用之設備發生故障時，不得不暫停
 - 63.3 因為電力及通訊業者所提供的服務發生問題，造成其服務無法使用時
 - 63.4 其他在運用上或技術上甲判斷有暫時中斷服務的必要時
- 第六四條 甲得在不事先通知乙的情形下對本服務的內涵，價格等做變更或追加。
- 第六五條 甲得在事先通知乙之後廢止本服務
- 第六六條 甲在本服務上提供的資訊相關的著作權，商標權等智慧財產權，肖像權，公開發行權等一切權利，除了有其他的規定之外，皆歸屬於甲。
- 第六七條 甲得在沒有得到乙的事先同意上修改本規約及利用規約。並在本網站平台上通知本規約的修改。在本規約修改後仍繼續使用本服務的話，即視為乙已同意本規約的修改。

第六八條 除非在本規約上有其他規定，乙如果有違反本規約事項，不論是故意或過失而造成甲有損害發生時，乙必須即刻對甲負起全部(包含律師費用)的賠償責任。

第六九條 乙不得將基於本規約的權利義務之全部或部分，讓渡給第三者，或繼承，或者提供擔保。

第七〇條 乙表明沒有該當以下的各項事項並保證將來也不會有該當的情況。不論以下哪一事項甲在發現乙有該當情況時，即刻與乙解除全部的契約關係。並且，若由於契約關係的解除對乙有發生損害時，甲不須負任何賠償責任，乙也不得要求補償。但若是因此造成甲的損害時，乙須負全部的損害賠償責任。

1. 自己曾經是暴力團體成員，退出時間不到五年。暴力團體準成員，暴力團體關係企業等或其他類似團體的成員。(以下稱反社會勢力)
2. 被認為與反社會勢力的支配經營有所關聯
3. 被認為與反社會勢力的經營有實質上的關聯
4. 自身或是為了謀取第三者的不正當利益，又或是為了造成第三者的損害等目的，而被認為利用反社會勢力的關係有所關聯
5. 被認為有提供反社會勢力資金，或者提供其方便手段等有所關聯
6. 自身的董事或是與自身的經營有實質關聯的人員與反社會勢力，以及應該受到社會上的責難，與其有所關聯的事項
7. 自身或是利用第三者來對甲或是甲的關係人做詐欺，暴力行為或者言語威脅的情況

第七一條 本規約以日本法律為依據。

第七二條 乙及甲同意於本服務關聯，甲與乙之間或者乙與學員之間若有訴訟的必要，以東京地方裁判所為第一審的專屬合意管轄裁判所。

第七三條 本規約以日文或其他語言編製，若有其他語言版本與日本內容有差異時，以日文版本為準。

第七四條 講師的登錄取消後，本規約仍有部分規定繼續其有效性。

第七五條 本規約可能會有因為經營的環境變化，或經營方針改變而修改本規約。若有修改時會於本服務的網站上公告。